

## モラスコむぎ人材集積魅力発信業務委託業者募集要領

### 1 趣旨

働き方改革により在宅ワークなど働き方の多様化が進行し、コロナ禍により、都市部でテレワークなどのリモートワークが推進され、今後、都市部から地方への人の移動や都市部・地方間の人の子の行き来の増加が予測されています。

一方、牟岐町は子どもの数が減少し、若者の都市部への流出が続く中、中長期的に地域の活力をどう維持するかに着目し、「キャリア教育」を切り口に、牟岐町が『第2ふるさと』となるべく学生を受け入れています。例年、年間1,000人近くの学生が町を訪れ、産業及び教育分野において地域・行政と協働で活動を行っていますが、新型コロナウイルスにより、オンライン上での関わりに活動の場が推移しているところです。

これら状況を鑑み、テレワーク及びワーケーション対応施設として改修工事により整備される新しい「モラスコむぎ」が、今後、町の内外の人材との接点や集積拠点となる役割を果たし、より多くの人に利用されるよう、本町は「モラスコむぎ人材集積魅力発信事業」を実施します。

この募集要領は、本事業をより効率的・効果的に行うため、委託業者を選定するにあたり実施する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

### 2 募集の内容

委託業務名	モラスコむぎ人材集積魅力発信業務
業務内容	業務委託仕様書のとおり
委託期間	契約締結から令和4年1月31日まで
委託料の上限	720,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

### 3 参加資格

提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。

プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。

常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。

宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 牟岐町建設業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者

ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

エ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構

- 成員等」という。)の統制の下にある団体
- オ 商法(明治32年法律第48号)に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者
- カ 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更正法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は、第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ク 町税、県税及び国税を滞納している者
- ケ 同一の代表者による、二つ以上の申請を行う者
- コ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- サ 役員(法人の監査役及び監事を含む)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
- a 破産者で復権を得ない者
  - b 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - c 暴力団の構成員等

#### 4 参加手続

##### 提出書類

次の書類(A4(A3の折込可))1部を提出してください。(提出いただいた書類等は返却しません。)なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 企画提案書(様式第2号)
- ウ 委託業務実施体制(様式第3号)
- a 提案者の業務概要
  - b 委託業務を実施するための実施体制及び配置担当者等
- エ 概算見積書(様式任意)
- a 本委託業務の実施に伴うすべての経費(消費税及び地方消費税相当額を含む)を算出し、見積書を作成してください。
  - b 積算の内訳がわかるように記載してください。
- オ 地方税の納税証明書(任意団体にあつては、代表者の納税証明書)
- カ その他参考となる書類

提出場所

〒 775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4  
牟岐町役場産業課 地方創生室 担当 松下 宛

提出期限

令和3年9月30日(木)午後5時【必着】

提出方法 紙媒体とデータの両方を提出してください。

紙媒体：持参又は郵送

データ：メール (h-matsushita@mugi.i-tokushima.jp)

5 委託候補者の決定

審査方法

応募事業者の企画内容を審査するため、次によりプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

ア 日時

令和3年10月7日(木) 午前11時から

イ 場所

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4  
牟岐町役場 2階 大集会室

ウ 審査員

審査員は計4名

エ 実施方法

応募者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施してください。プレゼンテーションの実施後、必要に応じ審査員がヒアリングします。所要時間はプレゼンテーションの実施10分以内、審査員による質問10分以内とします。

オ プレゼンテーションの審査及び採点

審査員は、プレゼンテーションの内容について、評価項目毎に、評価の観点に従い配点の範囲内で評価点を付与します。

カ 留意事項

a プレゼンテーションの実施順番は、原則として参加申込書の提出順とします。

b プレゼンテーションへの参加人数は3名以内とする。

c ZOOM のオンライン会議サービスを使用して実施します。牟岐町がホスト(主催者)として開催するので、対応可能なWeb会議環境を準備してください。

審査基準

ア 提案内容の魅力度と妥当性

イ 事業主体の適正

## 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず、後日書面で通知します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

## 6 応募に関する留意事項

牟岐町が受理した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、受理後の内容変更は認めません。

牟岐町が追加で資料の提出を求めた場合には、速やかに応じてください。

応募事業者が応募を辞退するときは、辞退届を提出してください。

事業者決定後、応募事業者名を公表します。

## 7 問い合わせ

牟岐町役場産業課 地方創生室 担当：松下

TEL:0884-72-3419 E-mail: h-matsushita@mugi.i-tokushima.jp